

少年とともに



心理学の知見を活かした付添人活動のために

玉田 尚士 Tamada Naohito (73期)

1 はじめに

今回、心理学の知見を活かした付添人活動のために研修を企画した。2023年8月3日にトラウマに関する研修を、同年10月30日に面接技法に関する研修を実施したため、その内容を報告したい。

2 付添人活動における心理学の知見の必要性

(1) 少年法9条が「……医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識……を活用して、これを行うように努めなければならない。」と定めているように、少年事件では、心理学の知見を活用することが求められている。実際に心理学の知見を活用することで、少年への理解が深まり、より適切な処遇を検討できることは少なくない。また、少年や保護者は性格行動傾向等から信頼関係を持つことが難しかったり、表現することが不得手だったりして、関係性を深めることが容易ではない。そのため、少年や保護者と適切な関係を築くために面接技法を学ぶことは大きな意義がある(面接技法は心理学の分野で発展しており、心理学の知見と言える。)。しかし、これら心理学の知見について、法科大学院や司法修習で学ぶ機会は多くない。そこで、一層効果的な付添人活動を実践するために、心理学の知見を活かした研修を企画した。

(2) 少年事件においては、少年は非行を犯した加害者の側面があるものの、家庭で虐待を受けたり、学校ではいじめを受けたりして、被害者の側面があることも否定できない。少年事件では、加害性と被害性の二面性をどのように理解するかが重要であり、心理学の知見を活用して理解を深めることを考えた。そこで、トラウマの研修について、犯罪被害者支援委員会に協力を依頼し、単に心理学の知見を学ぶのではなく、加害性と被害性の両面からトラウマを理解できる研修を目指した。

3 研修の内容

各研修については、少年事件だけでなくその他の事件においても有用な知識であることから、少年事件に限定せずにそれぞれ2時間の充実した講義をしていただいた。各研修内容について以下のとおり報告するが、残念ながら紙幅の都合上、内容の全てを紹介することはできないため、いくつかのポイントに絞り(トラウマの研修については加害者対応の観点に絞り)、かつ、相当程度要約していることにご留意いただきたい。

(1) トラウマ

ア 立正大学社会福祉学部の村尾泰弘教授に「トラウマインフォームドケア」に関して、講義をしていただいた。村尾教授は、家裁調査官を17年勤め、臨床心理学、犯罪心理学、司

法福祉を専門とし、神奈川被害者支援センターの理事長を務めている。

イ ト라우マインフォームドケアとは、「トラウマの特徴を理解しながら関わるアプローチ……あらゆる人がトラウマについて基本的な知識を持ち、相手や自分に見られるトラウマの影響を認識すること。トラウマによって生じている反応を“問題行動”や“困った人”といった否定的な見方で捉えるのではなく、こころのケガの影響として理解すること。」等とされている（野坂祐子（2019）『トラウマインフォームドケア』日本評論社p.4）。

少年が同級生に暴力を振るえば、周囲から問題少年と受け止められることが多い。そして、少年に対し、暴力を振るった理由を尋ねても、少年が答えることができない場合、反省をしていないとみなされることが少なくない。しかし、トラウマの基本的な知識を持って接すれば、行動の背景に、例えば、親から過去に怒鳴られ暴力を振るわれたトラウマがあることから、同級生の大声にパニックになり、暴力を振るってしまったという側面が見えてくる。また、このような少年に対し、暴力を振るった理由を尋ねても、少年自身がそれを自覚することは難しく、うまく答えられないことは不合理ではない。そのため、問題行動と決めつけず、その背景に関心に向け、暴力が起きたときに少年の頭（心）の中等でどのようなことが起きたのか事実を確認していくことで、少年への理解が深まっていく。

少なくない加害者が過去に虐待されたり、いじめられたりした被害体験を有していることから、加害者であるにもかかわらず、被害者意識が強いという逆説が生じている。そのため、加害者に向き合うには、まずは生い立ちを語ってもらい、それを傾聴することが重要である（できれば無批判に傾聴することが望ましい）。加害者は被虐待体験等の被害者体験を傾聴され、理解されていくことによってはじめて自己の加害行為に向き合えるようになる。

ウ 参考文献として、司法関係者が比較的入手しやすいものは以下のとおりである。

- 野坂祐子（2019）『トラウマインフォームドケア』日本評論社
- 西澤哲（1999）『トラウマの臨床心理学』金剛出版、pp.45-186
- 村尾泰弘（2012）『非行臨床の理論と実践—被害者意識のパラドックス』金子書房

(2) 相談技法

ア 法律事務所リエゾン所属の中村芳彦会員に「弁護士実務における相談技法」に関して、講義をしていただいた。中村会員は、相談技法に関する書籍を複数出版し、法科大学院でも相談技法について指導をした経験を有する。

イ 弁護士実務において、かつては、依頼者から情報を収集し、情報提供及び助言をすることを重視する権威者モデルが一般的であった。しかし、相談者と適切な関係を築き、相談者が納得のいく解決をしていくには、弁護士が、相談者に自らを受け入れられていると実感させていく（信頼関係を築いていく）相談者中心モデルや、相談者が事件の重要な情報を有しており相談者自身のことについては相談者こそが専門家であり、法の専門家である弁護士がそのような相談者と協働して対応する協働判断形成モデルを実践していくことが重要である。

法律相談の具体的なプロセスは、①信頼関係の形成、②情報の収集、③問題構成、④可能な選択肢の開発、⑤意思決定の段階を踏んでいく（なお、相談の状況を踏まえながら進行するものであり、①から⑤に一直線に進むわけではない）。相談者が話したいことと弁護士が聞きたいこと（要件事実の内容など）については、ずれがあり、上記プロセスでこのずれを考えると、例えば、信頼関係ができていないのに、要件事実に必要な質問ばかりして相談者から反発を受けることは少なくないが、これは①のプロセスを経ずに②のプロセスに入ってしまうことが問題であると言える。

信頼関係の形成にあたっては、相談者の話を傾聴し、相談者の考えを要約するなどして

弁護士の理解を示し、相談者の情緒的な側面に焦点を置き、「あなたは……と感情の反映をしていくことなどが重要である。また、相談者とのコミュニケーションにおいて、相談者が沈黙をすることは少なくない。このような場合、弁護士は矢継ぎ早に質問しがちであるが、相談者が物事を判断するために考えようとして沈黙している場合もあるため、沈黙に耐え、相談者が語る言葉を丁寧に聞くことが重要である。

ウ 参考文献として、司法関係者が比較的入手しやすいものは以下のとおりである。

- デビット・パインダー他（菅原郁夫・荒川歩監訳／石崎千景・榎本修・遠藤凌河訳）（2023）『カウンセラーとしての弁護士』法律文化社

- 岡田裕子（2018）『難しい依頼者と出会った法律家へ パーソナリティ障害の理解と支援』日本加除出版

- 中村芳彦他（2022）『リーガル・カウンセリングの理論と臨床技法』北大路書房

4 今後の展望

心理学の知見については、多くの会員が興味を持ちながらも、どのように勉強すべきか分からないという人が少なくないと感じており、私もその一人である。今後も心理学の知見を深められるように継続的に研修を企画していきたいと考えており、会員の皆様におかれては、興味があるものがあれば、ぜひ研修に参加していただきたい。

よりよい学校作りと子どもの権利保障への協働

～校則ワーキンググループの活動について～

子どもの権利に関する委員会 校則ワーキンググループ座長 **根本 藍** Nemoto Ai (57期)

1 はじめに

子どもの権利に関する委員会では、2023年4月に校則ワーキンググループ（以下「校則WG」という。）を立ち上げました。校則とは、法令上の用語ではありませんが、一般的に「生徒心得」「生活のきまり」等と呼ばれ、生徒指導のあり方に関する校内規則のことを言います。校則の原型は、1873年文部省正定の「小学生徒心得」であり、1970年代後半から1980年代にかけて、増加した校内暴力を抑える生徒管理の手段として強化されたと言われていいます。

2 校則見直しの現在

2017年、大阪府立高校で髪を黒く染めるように指導されたことを理由に不登校になった生徒が、大阪府に対し損害賠償請求訴訟を提起しました。これをきっかけに、校則に対する世論が高まりました。文部科学省も、2022年12月に改訂し

た生徒指導提要で、大幅に校則に関する記載を変更しました。校則のあり方については、判例において、「社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされている」（文部科学省（2022年）『生徒指導提要』p.100）としつつ、校則は、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮すること、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、学校の教育目的に照らして適切な内容か、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うよう記載しています。また、校則見直し手続に児童生徒が参画する意義についても述べています。

しかし、いまだ、広範かつ詳細な校則を定める学校も多く、児童生徒の権利・自由との関係が問題となりえます。学校で、抜本的な見直しが進まない理由としては、①子どもを権利主体としてではなく、保護の主体と見る傾向が強い、②校則を緩めることへの不安がある、③校内でも温度差があり、声をあげたい教員がいても、他の教員に対して提案・説得することが難しい等の事情もある

ようです。一方、子どもの側では、①子どもの権利を認識しておらず、校則に問題意識を持っていない、②成績評価を恐れて、声をあげられない、③見直しを提案しても、学校に受け入れてもらえないということもあります。さらに、子どもと学校の問題だけではなく、一部の保護者や地域社会が、学校に過度に教育を委託するという社会全体の意識の問題にも起因していると考えられます。

3 校則WGの活動について

(1) 校則WGの活動方針について

かかる状況の下、校則WGでは、弁護士が第三者として校則見直しに関わることで、よりよい学校作りに協働し、ひいては学校での子どもの権利保障につながる活動を行いたいと考えました。そのため、校則WGの活動は、外部から校則について提言するだけではなく、直接的な形で、学校及び子どもと関わる活動とすることを目指しました。また、子どもの意見表明権（子どもの権利条約12条及びこども基本法3条）や教育基本法から導かれる民主主義の要請に鑑み、子どもが関与しての校則見直しを大切にすることとしました。よって、校則WGの主な活動は、校則調査と児童生徒向け出張授業の提供としました。

(2) 校則調査について

校則WGでは、校則について考える上で、まず、校則の状況を調査することとしました。2022年3月に「都立高等学校等における校則等に関する取組状況について」が公表されていたため、校則WGでの調査の対象は、東京都23区が設置する中学校、義務教育学校及び中等教育学校（計375校）の校則としました。校則は、各校のホームページ、各区教育委員会への任意開示請求または情報開示請求手続により取得しました。校則WGのメンバー27名で分担し、服装、頭髪、持ち物、学校外の規制という4つの項目のうち、特定の校則を取り上げ、その規定の有無や規定の仕方について調査を行いました。服装規定の調査の結果、私服登校可の学校が11校あったため、11校に対し、「私服であることによる生徒間のトラブルがあるか」、「私服を選択することのよさは何か」、「私

服とすることで、生徒指導の時間が減ったか」等のアンケート調査を行いました。5校からの回答がありましたが、全体として、私服可としたことを肯定的に評価する回答でした。また、東京都内の教育委員会に対しても、校則についての考え方や学校との関わり方について、アンケート調査を行いました。調査結果の詳細については、「子どもの権利に関する委員会：校則調査の結果報告について」として、当会公式ホームページに掲載されています（2024年3月8日時点）。

(3) 出張授業について

また、校則WGでは、子どもや教員に、子どもの権利についての理解を深めてもらい、合理的なルール作りの視点を提供するため、校則を題材としたルールメイキングの出張授業を提供することにしました。この授業では、①子どもの権利の重要性、②ルールの本質、ルールはなぜ必要か、③少数者の権利を含む合理的なルールを作るための視点、④子どもの意見表明権等からの子どもの校則見直しへの手続参加の重要性等をお伝えし、児童生徒に校則について話し合い、ルール作りをしてもらうワークを行っています。授業を提供した学校において、教員からは「校則について、子どもが考えるよききっかけとなった。自分も考えさせられた。」、「校則見直しの話し合いがこう着していたが、このような話を聞いてから始めたかった。」という感想もいただきました。また、出張授業を受けた子どもからは、「子どもに権利があるなんて知らなかった。」、「ルールには悪いイメージしかなかったが、見方が変わった。」、「話し合うことで、初めてほかの人が大事にしている価値が自分と違うことに気付いた。」などの感想をいただきました。

(4) 校則シンポジウムについて

2024年2月21日、名古屋大学大学院内田良教授と公立中学校校長にもご登壇いただき、シンポジウム「校則のあり方について考える～子どもの視点・大人の視点～」を実施しました。教育関係者にもご参加いただき、学校における校則見直しの現状や課題、よりよい校則のあり方について、ともに考える機会とすることができました。 